

2025年3月1日

フィットネス会員の皆様

大崎市市民プール アクア・パル
指定管理者：セントラルスポーツ(株)

『事務手続き期限』変更のお知らせ

(締日が休館日だった場合の期限変更)

拝啓

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当クラブをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当店の事務手続き締切日が休館日だった場合の期限を2025年4月1日(火)より変更し、同日から施行することとなりました。変更後の内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更日 2025年4月1日(火)より

2. 変更内容

手続き	項目	変更前	変更後
休会	方法	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印(変更なし)
	期限	前月10日まで ※10日が休館日の場合は翌営業日まで	前月10日まで ※10日が休館日の場合は 前営業日 まで
コース変更	方法	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印(変更なし)
	期限	前月10日まで ※10日が休館日の場合は翌営業日まで	前月10日まで ※10日が休館日の場合は 前営業日 まで
退会・解約	方法	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印	ご来館いただき 届出用紙に記入捺印(変更なし)
	期限	当月10日まで ※10日が休館日の場合は翌営業日まで	当月10日まで ※10日が休館日の場合は 前営業日 まで

3. 対象コース

- フィットネス
- 大人のスクール

以上